

朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母各1つのみ加算(最も加算が大きいもの)		父指数	母指数	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算(最も加算が大きいもの)	指数
自営中心者・居宅外労働(就学)	1月160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している(父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁)	2
	1月140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している	2
	1月128時間以上	28	28	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としている(父及び母が育児休業中以外に限る。)	5
	1月120時間以上	27	27		
	1月112時間以上	26	26	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	6
	1月100時間以上	25	25	市内の認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請	第1希望 100
	1月96時間以上	24	24		
	1月84時間以上	23	23		第2希望以降 7
	1月80時間以上	22	22		
	1月72時間以上	21	21	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない	2
	1月64時間以上	20	20		
自営協力者・居宅内労働(就学)	1月160時間以上	29	29	認可保育施設を給付を受けて利用している(転所申請)	2
	1月140時間以上	28	28	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	3
	1月128時間以上	27	27	受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設(居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く)に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請	100
	1月120時間以上	26	26		
	1月112時間以上	25	25		
	1月100時間以上	24	24	父又は母が保育している(育児休業中の場合)	2
	1月96時間以上	23	23	父又は母が保育認定事由と並行して保育している	2
	1月84時間以上	22	22	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算(最も加算が大きいもの)	指数
	1月80時間以上	21	21	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁	18
	1月72時間以上	20	20	ひとり親家庭	14
	1月64時間以上	19	19	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	15
	1月160時間以上	18	18	離婚前提(離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要)	11
求職活動・労働内定・就学予定	1月140時間以上	17	17	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	12
	1月128時間以上	16	16	生活保護世帯	20
	1月120時間以上	15	15	市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合	—
	1月112時間以上	14	14	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算(最も減算が大きいもの)	指数
	1月100時間以上	13	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-1
	1月96時間以上	12	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-2
	1月84時間以上	11	11	60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-3
	1月80時間以上	10	10	E その他調整事項 ※該当するもの全て加算	指数
	1月72時間以上	9	9	前年度の保留者(育休延長目的の指数減算による保留者を除き、前年度1歳児クラス以上で申請した者に限る)	2
	1月64時間以上	8	8	前々年度以上(前年度を含む連続した)保留者	4
	求職活動を行っている	5	5	前々々年度以上(前々年度を含む連続した)保留者	6
	妊娠出産期間(出産日及び前後の2か月)のみ保育希望	—	26	前々々々年度以上(前々々年度を含む連続した)保留者	5
疾病・障害	I(就学前児童の保育が完全に不可能な状態)	30	30	保護者が非自発的な理由によって失業している	1
	II(就学前児童の保育が困難な状態)	27	27	父又は母が単身赴任している	1
	III(就学前児童の保育が部分的に困難な状態)	25	25	父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設もしくは朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園等で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している	1
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している	30	30	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している(転所申請を除く)	22
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bを所持している	27	27		
看護・介護	身体障害者手帳5級以下、療育手帳Cを所持している	25	25	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設(事業所内保育事業の従業員枠を除く)を保育認定を受けて利用している	1
	1月160時間以上	30	30		
	1月140時間以上	29	29		
	1月128時間以上	28	28		
	1月120時間以上	27	27	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設(事業所内保育事業の従業員枠を除く)を保育認定を受けて利用している	3
	1月112時間以上	26	26		
	1月100時間以上	25	25	兄弟姉妹で異なる認可保育施設を保育認定を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請	1
	1月96時間以上	24	24	申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している	2
	1月84時間以上	23	23		
	1月80時間以上	22	22	保護者又は同一世帯の親族が入院している(出産・検査・短期等を除く)	2
	1月72時間以上	21	21	父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用(事業所内保育事業の従業員枠を除く)して退所をした場合	2
	1月64時間以上	20	20		
居住家屋の災害復旧をしている		30	30	復職を希望するが、利用保留の場合は育児休業の延長も	-100
死亡・離別・行方不明・拘禁		30	30	許容できる	

(備考)1.この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園(特定教育・保育施設以外)を指します。

2.この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。

3.「保留者」の指数は、指数に対応する年度中に1度でも内定・入所を辞退している場合、対象外となります。

4.祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

5.この基準表において「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)を指します。